

ID: 1087

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第27条第1項		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】 省令第27条第1項の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還) 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 氏名、性別、生年月日及び住所 (2) 再交付申請の理由 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考	介護保険料係		
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日